

山 運 輸 第 3 3 9 号 の 2
令 和 8 年 9 月 1 7 日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

東北運輸局山形運輸支局長
(公 印 省 略)

法人タクシー事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出について

標記について、令和8年9月17日付け東自旅二第634号により東北運輸局自動車交通部長から別添のとおり通達があったことから、山形運輸支局管内の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出における届出書様式を別紙のとおり定め、これに伴う取扱いを下記のとおり定めたので、了知願います。

記

1. 別紙様式における種別「一般車両_軽」の定義

軽自動車であって、内燃機関を搭載しないもの及び福祉輸送サービスの用に供するものを除く。

2. 内燃機関を搭載しない軽自動車及び福祉輸送サービスの用に供する軽自動車の計上方法

一般車両として使用する車両であって内燃機関を搭載しない軽自動車については「普通車」に計上し、特殊車両として使用する軽自動車は「普通車」に計上する。

3. 「一般車両_軽」の導入可能台数

「一般車両_軽」の導入可能台数については以下のとおりとし、導入可能台数を超える内容の届出については受理しないこととする。

- ①最低車両数が10両以上の地域：営業所の配置台数の2割まで
- ②上記以外の地域：営業所の配置台数の5割まで

4. 別紙様式の添付書類⑤について

宣誓書を提出することに加え、使用する車両及び装着するドライブレコーダーのカタログ等により、要件を確認することとする。

以上

法人タクシー事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出書

令和 年 月 日

東北運輸局山形運輸支局長 殿

（ 住 所 ）

（氏名又は名称）

（代表者の氏名）

道路運送法第15条第3項及び道路運送法施行規則第15条第2項で準用する同規則第14条の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）を次のとおり変更するので届出いたします。

1 氏名又は名称 住 所 代表者の氏名	
2 変更しようとする事項	営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びに種別ごとの数
3 実施予定日	令和 年 月 日 (届出日から7日経過した日以降)
4 その他	

変更に係る新旧対照表

新旧の別 種別 営業所名	新								旧									
	一般車両				計	特殊車両			計	一般車両				計	特殊車両			計
	特	大	普	軽		特	大	普		特	大	普	軽		特	大	普	
合 計																		

※種別は、一般車両（一般の需要に応じることができる事業用自動車）及び特殊車両（一般車両以外の事業用自動車）及び運賃適用車種区分の別とする。なお、特殊車両を保有していない場合は特殊車両の欄を削除してもよいこととする。

※種別「軽」は軽自動車（道路運送車両法第3条及び道路運送車両法施行規則第2条で定める軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）以下同じ。）のことであり、内燃機関を搭載しないもの又は福祉輸送サービスの用に供するものを除く。

◎添付書類

- ① 既に認可を受けた自動車車庫の位置、収容能力（面積及び収容余力（余裕面積））を示す書面
- ② 営業所における配置車両数が増加する場合には、当該増加後に必要となる自動車車庫の面積を示す書面
- ③ 自動車車庫の面積に余裕が少ない場合には、車両の収納状況を示す平面図等の書面
- ④ 当該届出が増車の届出である場合には、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成１７年国土交通省告示第５０３号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面（契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書等）
- ⑤ 種別「軽」に該当する軽自動車を配置する場合は、以下の要件を満たすことを証する書面（宣誓書に加え、カタログ等）
 - （イ）セーフティ・サポートカーＳ（サポカーＳ）ベーシック以上の機能を有した車両であること。
 - （ロ）ドライブレコーダーを搭載した車両であること。搭載するドライブレコーダーは前方及び車内を記録可能なものとし、有事の際に確認できる仕様であること。

増減車両の明細

増車・減車 の別	種別	登録番号 (車台番号)	車 名	年式	定員	営業所名	備考
増車・減車							
増車・減車							
増車・減車							
増車・減車							
増車・減車							
増車・減車							
増車・減車							

認可を受けている自動車車庫の位置及び収容能力

	名 称	位 置	収容能力 (A)
①	車庫		m ²
②	車庫		m ²
③	車庫		m ²

増車後必要となる車庫の面積

	配置車両及び所要面積				収容能力 (B ÷ A × 100)
	普通車	大型車	特定大型車	計 (B) m ²	
①	12m ² × 両	13m ² × 両	13m ² × 両	両	%
	m ²	m ²	m ²	m ²	
②	12m ² × 両	13m ² × 両	13m ² × 両	両	%
	m ²	m ²	m ²	m ²	
③	12m ² × 両	13m ² × 両	13m ² × 両	両	%
	m ²	m ²	m ²	m ²	

※ 収容能力が90%以上となる場合は、車両配置平面図を添付すること。

令和 年 月 日

東北運輸局山形運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

宣 誓 書

今般増車する車両は、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に加入する計画があることを宣誓します。

令和 年 月 日

東北運輸局山形運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

宣 誓 書

本届出により配置する軽自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 3 条及び道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 2 条で定める軽自動車であって、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）は、下記の要件を満たす車両であることを宣誓します。

記

- （１）セーフティ・サポートカー S（サポカー S）ベーシック以上の機能を有した車両であること。
- （２）ドライブレコーダーを搭載した車両であること。搭載するドライブレコーダーは前方及び車内を記録可能なものとし、有事の際に確認できる仕様であること。

東自旅二第 6 3 4 号
令和 8 年 9 月 1 7 日

管内各運輸支局長 殿

東北運輸局自動車交通部長

法人タクシー事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出について

事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出における届出書様式は、平成 2 9 年 2 月 2 8 日付け東自旅二第 1 1 7 6 号で示した様式例 1 及び様式例 2 に基づき、運輸支局ごと定め
ている。

今般、法人タクシー事業において軽自動車（道路運送車両法第 3 条及び道路運送車両法施行規則第 2 条で定める軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）以下
同じ。）の活用が可能となったことから、別紙 1 のとおり様式例 3 を定め、これに伴う取扱い
を下記のとおり定めたので了知されるとともに、各支局管轄内に軽自動車の導入が可能な
地域（営業区域）が公示された場合は、事前届出書の様式を変更した上で関係事業者あて周
知され遺漏ないように取り扱われたい。

記

1. 様式例 3 における種別「一般車両_軽」の定義

軽自動車であって、内燃機関を搭載しないもの及び福祉輸送サービスの用に供するものを
除く。

2. 内燃機関を搭載しない軽自動車及び福祉輸送サービスの用に供する軽自動車の計上方法
一般車両として使用する車両であって内燃機関を搭載しない軽自動車（所謂、EV 軽）につ
いては「普通車」に計上し、特殊車両として使用する軽自動車は「普通車」に計上する。

3. 「一般車両_軽」の導入可能台数

「一般車両_軽」の導入可能台数については以下のとおりとし、導入可能台数を超える内容
の届出については受理しないこととする。

①最低車両数が 1 0 両以上の地域：営業所の配置台数の 2 割まで

②上記以外の地域：営業所の配置台数の 5 割まで

4. 様式例 3 の添付書類⑤について

別紙 2 の宣誓書を提出することに加え、使用する車両及び装着するドライブレコーダーの
カタログ等により、要件を確認することとする。

5. 各運輸支局において定めた変更後の事前届出様式の適用開始日

支局管轄内において軽自動車の導入が可能な地域（営業区域）が公示された日とする。

法人タクシー事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出書

令和 年 月 日

東北運輸局〇〇運輸支局長 殿

（ 住 所 ）

（氏名又は名称）

（代表者の氏名）

道路運送法第 15 条第 3 項及び道路運送法施行規則第 15 条第 2 項で準用する同規則第 14 条の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）を次のとおり変更するので届出いたします。

1 氏名又は名称 住 所 代表者の氏名	
2 変更しようとする事項	営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びに種別ごとの数
3 実施予定日	令和 年 月 日 (届出日から 7 日経過した日以降)
4 その他	

変更に係る新旧対照表

新旧の別 種別 営業所名	新								旧									
	一般車両				計	特殊車両			計	一般車両				計	特殊車両			計
	特	大	普	軽		特	大	普		特	大	普	軽		特	大	普	
合 計																		

※種別は、一般車両（一般の需要に応じることができる事業用自動車）及び特殊車両（一般車両以外の事業用自動車）及び運賃適用車種区分の別とする。なお、特殊車両を保有していない場合は特殊車両の欄を削除してもよいこととする。

※種別「軽」は軽自動車（道路運送車両法第 3 条及び道路運送車両法施行規則第 2 条で定める軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）以下同じ。）のことであり、内燃機関を搭載しないもの又は福祉輸送サービスの用に供するものを除く。

◎添付書類

- ① 既に認可を受けた自動車車庫の位置、収容能力（面積及び収容余力(余裕面積)）を示す書面
- ② 営業所における配置車両数が増加する場合には、当該増加後に必要となる自動車車庫の面積を示す書面
- ③ 自動車車庫の面積に余裕が少ない場合には、車両の収納状況を示す平面図等の書面
- ④ 当該届出が増車の届出である場合には、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面（契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書等）
- ⑤ 軽自動車を配置する場合は、以下の要件を満たすことを証する書面（宣誓書に加え、カタログ等）
 - （イ）セーフティ・サポートカーS（サポカーS）ベーシック以上の機能を有した車両であること。
 - （ロ）ドライブレコーダーを搭載した車両であること。搭載するドライブレコーダーは前方及び車内を記録可能なものとし、有事の際に確認できる仕様であること。

令和 年 月 日

東北運輸局〇〇運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

宣 誓 書

本届出により配置する軽自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 3 条及び道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 2 条で定める軽自動車であって、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）は、以下の要件を満たす車両であることを宣誓します。

記

- （１）セーフティ・サポートカー S（サポカー S）ベーシック以上の機能を有した車両であること。
- （２）ドライブレコーダーを搭載した車両であること。搭載するドライブレコーダーは前方及び車内を記録可能なものとし、有事の際に確認できる仕様であること。